

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者実態調査について

1 調査目的

本県の重症心身障がい児・者（超重症児・者、準超重症児・者を含む）及び医療的ケア児・者の実態把握を行い、今後の入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とする。

2 調査の主体

岩手県

3 調査方法等

(1) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者アンケート調査

ア 目的

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の現状及びニーズを把握する。

イ 調査対象者

- ① 平成30年7月1日現在、岩手県が交付した療育手帳（A判定）と身体障害者手帳（肢体不自由1級又は2級）の両方を所持している方
- ② ①以外で、①と同様の障がい（重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複）のある方
- ③ NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある方（①及び②を含む）

ウ 調査方法

- ① 上記イ①の方には、県が保有しているデータに基づき、調査票を郵送する。
- ② 上記イ②、③の方には、医療機関や医療型障害児入所施設などからの協力を得ながら調査を進める。
- ③ 調査票は、対象者の意向を踏まえ、対象者の家族又は病院・施設等のスタッフが記入するものとする。
- ④ 調査票記入後は、対象者に配布した返信用封筒により、県障がい保健福祉課に直接送付するものとする。

エ 調査内容

資料4-2のとおり

(2) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者実態調査

ア 目的

医療機関等を利用している重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態を把握する。

イ 調査対象機関

- ① 病院（小児科、内科、神経内科、脳外科、整形外科、精神科を標榜するものに限る）
- ② 施設等（障害児入所施設、障害福祉サービス事業所（療養介護）、障害者支援施設）
- ③ 事業所（障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所（生活介護）、訪問看護事業所）
- ④ 特別支援学校、小学校・中学校、高等学校
- ⑤ 幼稚園、保育園、認定こども園

ウ 調査方法

- ① 上記イの機関に対し、調査票を郵送する。調査対象機関は、調査票に必要事項を記入し、FAX等により、県障がい保健福祉課あて提出する。
- ② 公立学校関係については、県教育委員会と協力して調査票を送付する。

エ 調査内容

資料4-3のとおり

4 調査時点

平成30年8月1日（水）

5 回答期限

平成30年10月1日（月）